

提出図書の合理化

旧4号から新2号に移る建築物のうち、仕様規定のみで構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書の合理化を図る。

構造計算により構造安全性を確認するもの

共通

- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 床面積求積図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 地盤面算定表
- ・ 構造詳細図

- ・ 基礎伏図
- ・ 各階床伏図
- ・ 小屋伏図

構造関係（令3章2節、3節）

- ・ 各階平面図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 構造詳細図
- ・ 使用構造材料一覧
- ・ 基礎・地盤説明書
- ・ その他適合審査に必要な図書

- ・ 基礎伏図
- ・ 各階床伏図
- ・ 小屋伏図
- ・ 2面以上の軸組図

仕様規定のみで構造安全性を確認するもの

共通

- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 床面積求積図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 地盤面算定表
- ・ 構造詳細図

(添付省略)

構造関係（令3章2節、3節）

- ・ 各階平面図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 構造詳細図
- ・ 使用構造材料一覧
- ・ 基礎・地盤説明書
- ・ その他適合審査に必要な図書

仕様表等

改正建築基準法の全面施行時（令和7年4月1日）において、旧4号建築物のうち、審査省略対象から外れるものについては、提出図書等の合理化を図る。

改正前

2・3号建築物

- ・ 階数3、500㎡、高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物
- ・ 階数2又は200㎡を超える非木造建築物

4号建築物

（構造関係規定等は審査省略）

階数2以下かつ300～500㎡の木造建築物
（構造計算により構造安全性を確認するもの）
階数2かつ300㎡以下、平屋かつ200～300㎡の木造建築物
（仕様規定のみで構造安全性を確認するものに限る）

平家かつ200㎡以下の建築物

改正後

2号建築物

※現行と提出図書は同様

2号建築物

※各階床伏図等の提出を求めない代わりに、必要事項を仕様書に記載する形をとる

3号建築物

（構造関係規定等は審査省略）
※現行と提出図書は同様